導入促進基本計画

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
- (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、東京都心から西に約35キロメートルに位置しており、面積は17.34平方キロメートル(東京都26市中第12位)、人口は112,987人(平成28年1月1日現在、住民基本台帳)である。

当市の人口構造は昭和 55 年以降、年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、市内の少子高齢化が進んでいる。

産業は、製造業及び建設業を含む工業、市民の日常生活を支え、近隣・広域に商圏を及ぼす商業、特産品を産出する都市農業、自然・文化・産業などの地域資源を活かした観光など、多様な産業が営まれている。

市内の産業を産業分類(3分類)別にみると、事業所数、従業者数共に商業(第3次産業)が多く、市内事業者の約83%、従業者数の約70%を占める。次いで工業(第2次産業)が事業者数の約16%、従業者数の約30%を占める(平成26年経済センサス基礎調査)。

各産業の状況としては、工業は、製造品出荷額 428,395 百万円 (平成 25 年度工業統計調査、26 市中第4位)であり、市の主要産業となっている。製造業は戦前に軍需産業向けの大工場が市内に進出し、戦後は工場誘致条例を制定(昭和 32 年)し、土地区画整理が行われた武蔵野地区(市内北東部)に多数の製造事業者を誘致した。こうした歴史的経緯から、市内北部には大規模製造事業者が多数立地し、工業地区としての性格を持つ。また、この他に中小の製造事業者が市内北部のみならず、市内全域に多数立地し、操業しているが、事業者数、従業者数は減少傾向である。

商業は大型商業施設の事業者数・従業者数が増える一方、商店街を形成するような個人・中小企業者の事業者数・従業者数は減少傾向にある。都市農業は、周辺環境の住宅地化、担い手の高齢化、後継者不足などに直面し、農家数・農業従事者数ともに減少傾向にある。

このような状況において、既存産業の振興と活性化のため、『昭島市産業振興計画』を策定(平成29年3月)し、更に多摩大学と連携協定を締結(平成30年4月)し、活性化施策の検討・策定に取り組んできた。今後も引き続き市内中小企業者の生産性の抜本的な向上の取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定するこ

とで、中小企業者の先端設備等の導入を促し、活発な事業活動を支援することで市域 の経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、本計画による市内事業者への先端設備等導入計画の認定件数を、計画期間中に20件程度とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市は、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業分類は多岐にわたることから、導入される先端設備等の種類も多岐にわたる。このため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

- 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
- (1) 対象地域

本市は、市内全域に広く事業者が立地している。このため、本計画の対象区域は昭島市内全域とする。

(2)対象業種・事業

本市は、多様な産業分類の事業者が立地していること及び事業者による生産性向上のための取り組みは多岐にわたることから、本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
 - 3年間、4年間又は5年間とする。
- 5 導入促進基本計画の先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、 雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税及び固定資産税を滞納している場合は、先端設備等導入計画の認定の対象 としない。